

業務指示書

ネパール国緊急復興支援事業実施支援【有償勘定技術支援】（ファスト・トラック制度適用案件）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構（JICA）（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年8月4日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 中野 勉 Nakano.Tsutomu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年8月6日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

1 共同企業体の結成の可否

（ ） 認めません。

（ ） 認めます。

（○） 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

（ ） 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査に参加したコンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：震災復興にかかる各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／住宅事業統括）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：復興計画に係る業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 学校事業統括】

- 1) 類似業務の経験：震災復興に伴う学校再建に係る業務経験
- 2) 対象国又は同類似地域：ネパール 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年8月10日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(NPR1 = 1.211 円, US\$1 = 122.74 円, EUR1 = 136.19 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/住宅事業統括
学校事業統括

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.01 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年8月13日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ネパール国緊急復興支援事業実施支援【有償勤定技術支援】（ファスト・トラック制度適用案件）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(20.00)	
(1) 類似業務の経験	12.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	8.00	
2. 業務の実施方針等	(20.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	8.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/住宅事業統括	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 学校事業統括	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 業務の背景

2015年4月25日、首都カトマンズ北西約80キロを震源とするマグニチュード7.8（米国地質調査所）の地震が発生し、その後の余震の影響もあり、これまでに死者8,790人、負傷者22,300人、全壊家屋約50万戸、半壊家屋約25万戸という甚大な被害となっている。ネパール政府は、世界銀行、UNDP、JICA等の支援を受けて災害後ニーズ調査（Post Disaster Needs Assessment。以下、「PDNA」と言う。）を実施し、総被害額を7,004億ルピー（約8,615億円）、総復興額を6,663億ルピー（約8,195億円）と算定した。これら総被害額及び総復興額のうち、住宅セクターに占める割合はそれぞれ約50%となっており、住宅セクターの被害及び復興ニーズが最も高い状況となっている。地域的には、全壊住宅数がシンドパルチョーク郡が63,885戸（13%）、ヌワコット郡が57,943戸（12%）、カブレパランチョーク郡が49,933戸（10%）、ドラカ郡が48,880戸（10%）となっており、地方部を中心に被害が広がっている。今回被害を受けた地方部では住宅建設に際し無焼成煉瓦を泥で接合した伝統的工法で建設することが一般的であり、住宅建設にあたり耐震性が考慮されていない。今次地震による被害のうち、95%がこの工法に基づいたものとなっており、これらの住宅の再建が急務となっている。

また教育セクターについては、全国の学校の約2.6万教室が倒壊、約2.6万教室が損傷し、約200万人以上の生徒が震災後1ヶ月以上授業を受けることができない状況となった。PDNAによれば、特に被害の大きい14郡において、16,370教室が全壊、7,642教室が深刻な損傷、11,026教室が軽微な損傷を受けているとされた。その他、トイレ、給水設備、学校家具などの損壊と合わせ、甚大な被害が発生している。PDNAによれば、教育セクターは住宅セクターに続き2番目に復興必要額の大きいセクターであり、総被害額は313億ルピー（約385億円）、復興必要額は397億ルピー（約488億円）と算出されている。学校施設は、生徒の安全のみならず、今後新たな災害が発生した際の避難所機能を担うことも期待されており、耐震性のある安全な学校の再建が求められている。

かかる状況を踏まえ、ネパール政府は2015年6月25日にネパール復興国際会議（International Conference on Nepal's Reconstruction 2015）を開催し、国際社会に対して同震災に対する支援を求めた。我が国政府は、同会議の中で、緊急住宅復興事業（以下、「住宅事業」という。）、緊急学校復興事業（以下「学校事業」という。）を含む総額約320億円（円借款の他、無償資金協力等を含む）の支援を表明した。（要請は2015年6月、9月に借款契約締結予定）

住宅事業は、ネパール地震により特に甚大な被害を受けた郡において、地震被害を受けた住宅所有者を対象に、一定の耐震基準を満たす一般住宅（約40,000家屋を想定）を再建するための資金を無償で供与することにより、被災者の住環境の回復・改善を図り、もって同地域の持続的な社会・経済成長及び「より良い復興（Build Back Better）」に寄与することを目的としており、世界銀行との協調融資案件である。住宅事業の実施は、建築申請、建築技術基準、技術審査などについては都市開発省（Ministry of Urban Development）が、住

宅再建資金の支払い及び地方部での事業実施監理については連邦地方開発省（Ministry of Federal Affairs and Local Development）が担当となる予定である。

学校事業では、ネパール地震により特に甚大な被害を受けた郡において、地震被害を受けた学校施設等の再建・耐震工事（約 800 校を想定しているが、資材高騰等の状況を踏まえ学校数については増減の可能性はある）を行うことにより、教育環境の復興及び支援対象校の耐震性強化の向上を図り、もって同地域の持続的な社会・経済開発及び「より良い復興（Build Back Better）」に寄与することを目的としており、アジア開発銀行（以下、「ADB」という。）との協調融資案件である。実際の学校建設の実施については、3 バッチ程度のフェーズに分けて建設を進めることを想定している。学校事業の実施は、教育省（Ministry of Education）傘下の教育局（Department of Education）が担当となる予定である。

本業務では、住宅事業については、円借款事業に係るオペレーション・ガイドラインの内容確認、事業対象地における研修、住宅再建資金に係る資金配布メカニズム等を、学校事業については、再建・耐震化の対象となる学校の選定基準および手順の策定、世界銀行にて実施予定の建造物アセスメントへのオブザーブ参加、学校の選定、学校再建計画第 1 バッチの実施（約 80 校の詳細設計策定補助、施工業者調達補助）、第 2 バッチ以降の適切な調達パッケージの提案（現地施工業者の実施能力調査含む）、学校運営維持管理マニュアルの策定などの支援を行うものである。また、両案件の実施機関は、初めて円借款事業を担当することになるため、円借款に係る手続き及び各種ガイドライン（調達、環境社会配慮、安全対策等）の説明・研修及び環境社会配慮関連手続きの必要性も高い。

なお、JICA ではネパール地震の復旧・復興に際して、緊急開発調査「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」を実施しており、同プロジェクトの中で、住宅事業及び学校再建に係る技術指針及びガイドラインが提示される予定であるため、住宅事業及び学校事業では同プロジェクトとの連携を予定している。

2. 業務の概要

（1）円借款事業名

緊急住宅復興事業（Emergency Housing Reconstruction Project）

緊急学校復興事業（Emergency School Reconstruction Project）

（2）業務名称

ネパール国緊急復興支援事業実施支援【有償資金協力専門家】（ファスト・トラック制度適用案件）

（3）業務対象

1) 円借款事業対象地

ア) 住宅事業：シンドパルチョーク郡及びゴルカ郡を想定

イ) 学校事業：ゴルカ郡、ダディン郡、ヌワコット郡、ラスワ郡、マクワンプール郡、ラリトプール郡を想定

※なお、住宅事業については今後ネパール政府、世界銀行と円借款事業対象地の絞り込みを行うことを予定している。

2) 関係機関：

ア) 住宅事業

- 復興庁 (Reconstruction Authority)
- 都市開発省 (Ministry of Urban Development)、都市開発省都市開発建設局 (Department of Urban Development and Building Construction)
- 連邦地方開発省 (Ministry of Federal Affairs and Local Development)、連邦地方開発省地方インフラ・農道開発局 (Department of Local Development and Agricultural Roads)

イ) 学校事業

- 復興庁 (Reconstruction Authority)
- 教育省 (Ministry of Education)、教育省教育局 (Department of Education)

(4) 期待される成果

- 1) 住宅事業及び学校事業の実施体制が確立される。
- 2) 住宅事業及び学校事業における事業対象地での受給対象者の社会・経済・被害情報が取りまとめられる。
- 3) 住宅事業及び学校事業における住宅事業及び学校再建手法に係る技術移転がなされる。
- 4) 住宅事業及び学校事業における住宅事業及び学校再建資金配布メカニズムが構築される。
- 5) 住宅事業及び学校事業における住宅事業及び学校再建資金に係る検査・報告・監査体制が構築される。
- 6) 汚職対策を含む調達研修が実施され、関係者の適切な調達管理能力が向上する。
- 7) 住宅事業及び学校事業と世界銀行及び ADB 事業との調全体制・連絡プロセスが明確化される。

3. 業務の目的

本業務では、円借款として要請のあった住宅事業については、事業対象となる受給者の情報が取りまとめ、住宅再建資金利用に伴う住宅建設に係る技術移転及び資金配布メカニズムの構築を行うことによる実施体制の整備を目的とし、学校事業については、事業対象となる学校の選定支援、第1バッチにおける学校再建計画策定（約80校を対象）、実施支援、第2バッチ以降の適切な調達パッケージの提言及び学校運営管理マニュアルの整備等を行うことにより、実施体制が整備されることを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の概要」で示された案件について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本業務の位置付け

本業務は、住宅事業及び学校事業実施にあたり、実施体制の整備と事業実施メカニズム構築の支援を行うことにより、事業の円滑な立ち上げを図るものである。

住宅事業に関しては、住宅再建に係る技術ガイドラインの策定、研修プログラム策定、広報支援については緊急開発調査「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」にて実施されることが予定されており、本業務実施においては、同プロジェクトで提案される内容を現場レベルで実践することを目的としていることから、同プロジェクトと緊密に連携すること。また、本地震災害に対して世界銀行が「地震住宅復興事業」(Earthquake Housing Reconstruction Project)を実施予定であり、住宅事業は世界銀行事業との協調融資を予定しているため、本業務実施の上で世界銀行とも十分に意見交換・調整を行うこと。

学校事業に関しては、ADB が「地震緊急支援事業」(Earthquake Emergency Assistance Project)の中で学校再建、耐震化事業を実施予定であり、学校事業はADB 事業との協調融資を予定しているため、本業務実施の上でADB とも十分に意見交換・調整を行うこと。特に、ADB は学校の標準設計の策定を行う予定であり、同取組に対して緊急開発調査「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」においても技術的インプットを行うことを予定しており、同プロジェクトとの緊密な連携も必要とされる。加えて、学校の被害アセスメント調査を世界銀行が実施予定であり、同調査との意見交換・調整を行うこと。

(2) 本業務の特殊性

本業務は地震発生後の復興支援という環境下の中で実施されることから、次のような業務の特性を有しており、極めて高いコミュニケーション能力及びネットワーク構築能力が必要とされることから、これらに留意し業務を遂行すること。

- 業務実施上の柔軟性：本業務は、住宅事業については世界銀行と、学校事業についてはADB との協調を予定しており、またネパール政府についても複数の省庁をまたがる事業実施体制である。さらに、JICA 関連事業に関しても、緊急開発調査「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」をはじめ、復興支援に向け複数の案件¹が並行して実施されていることから、これらの関連する事業・機関との調整の結果、業務内容に変更が生じる蓋然性が高い。これら変更に対しては契約変更により対応することを前提とするものの、本業務ではこれら関係事業・機関と緊密なコミュニケーションの体制を確立し、案件を遂行していくことが不可欠である。
- 注目度の高さ：住宅事業及び学校事業は、2015年3月の国連防災世界会議後初の地震災害ということもあり、日本政府及びネパール政府から注目されている。日本政府は、2015年6月25日のネパール復興国際会議において、「より良い復興 (Build Back

¹ 「カトマンズ盆地都市交通改善プロジェクト」、「カトマンズ盆地における地震災害リスクアセスメントプロジェクト」等

Better : BBB) 」の概念を基に、住宅、学校、公共インフラの支援を進めると言及しており、住宅事業及び学校事業への高い期待が示されている（同会議における外務省副大臣スピーチ（http://www.mofa.go.jp/mofaj/s_sa/sw/np/page22_002081.html 参照）。また、ネパール政府内でも与野党含め復興事業への関心が高く、迅速かつ公平な実施に高く期待が寄せられている。さらに、本邦及び現地マスメディアも事業進捗を注視していることを踏まえ、これらの環境を十分に認識し、情報共有の体制や成果物に対し、情報管理も含め十分に留意することが求められる。

- 事業実施の迅速性：ネパール政府を中心とし、復興事業を迅速に進めるべく、他ドナーとも調整を行っているところである。本業務においても、住宅事業及び学校事業の実施が早期になされるよう実施体制の確立などを行うことを予定しており、本業務において短期間で個々の成果を発現させることが不可欠である。本業務実施にあたっては、事業の品質に加え、迅速性に十分注意を払って遂行することが望まれる。

(3) 住宅事業における事業実施メカニズムの整備

本業務を通じて、住宅事業の事業実施メカニズムを整備することを想定している。住宅事業の事業実施メカニズムとは、技術ガイドラインが策定され、技術ガイドラインに基づくモデル住宅が建設され、同住宅建設を通じた住民（受給者）への研修を行い、その研修に基づき住民が住宅を再建し、その再建過程で円借款資金を通じた住宅補助金支給に係る主要設計施工要件（Key Requirement）の遵守状況を検査し、その検査結果が事業実施機関のプロジェクト実施ユニットを通じて確認がなされ、住宅再建資金が支給されることを指す。その過程において、「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」においては、技術ガイドラインの策定、同プロジェクト事業対象 VDC（村落開発委員会）（シンドパルチョーク郡チョータラ、同郡バルビセ、同郡メラムチ、ゴルカ郡バルパック）におけるモデル住宅の建設、マスタートレーナー研修、同プロジェクト事業対象 VDC における住民への技術研修、パンフレット・新聞等による広報活動を予定している。本業務では「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」で構築されるこれら事業実施メカニズムのモデルを活用し、円借款事業対象郡・VDC に対して、事業を展開することを目的とするものである。なお、上記の業務分担については下表のとおり予定しており、本業務においては関連する事業の状況に十分に留意すること。

項目		緊急開調	本業務	円借款コンサルタント	世銀
技術	建築基準法	◎	--	--	
	建築ガイドライン	◎	--	--	
	プロトタイプ	◎	--	--	
	補助金支給メカニズム	○	○	緊急開調と連携	◎
世	モデルハウス	対象 VDC	--	--	○

項目		緊急開調	本業務	円借款コンサルタント	世銀	
	マスタートレーナー研修	対象 VDC	◎	円借款コンサルタント 雇用迄 緊急開調モデル	○	緊急開調・本 業務を受け、 同様スキームをフォロ ー
	郡・村レベル研修	対象 VDC	◎	を住宅事業対象 地域に展開	○	
	SMS・新聞等広報	対象 VDC	◎		○	
貸付実行・検査・モニタリング	受給者選定	対象 VDC	--		--	◎
	受給者 MOU 締結	--	◎	円借コンサルタント雇 用迄	◎	有償勘定で ◎
	銀行口座開設支援	--	◎		◎	のスキーム ◎
	第1回目支払手続き支援	--	◎		◎	構築を受け、 ◎
	第2回目以降支払い手続き支援	--	◎		◎	同様のフォ ◎
	支払い対象（マスターリスト）取りまとめ	--	◎		◎	ロー ◎
	第2回目以降支払い用建築検査	--	◎		◎	◎
	銀行送金指示支援	--	◎		◎	◎
	監査支援	--				◎
	情報管理システム		◎	簡易版のみ	◎	簡易版のみ ◎

(注)

- 緊急開調とは緊急開発調査「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」を指す。
- 緊急開調における対象 VDC は、シンドパルチョーク郡チョータラ、同郡バルビセ、同郡メラムチ、ゴルカ郡バルパックを指す。
- 円借款コンサルタントとは、円借款事業（住宅事業）で雇用されるコンサルタントを指す。
- 世銀とは、「地震住宅復興事業」（Earthquake Housing Reconstruction Project）を含む世界銀行による借款及び技術協力事業を指す。
- 「◎」は当該項目の主体的役割を指し、「○」は◎への支援、または◎を受けてのフォロー・水平展開を指す。

(4) 事業実施体制の整備

住宅事業では、中央政府では都市開発省都市開発建築局（Department of Urban Development and Building Construction (DUDBC)）と連邦地方開発省地方インフラ・農道開発局（Department of Local Development and Agricultural Roads (DOLIDAR)）が実施機関としてプロジェクト実施ユニット（PMU）を立ち上げる予定である。地方部では、郡レベルで PIU（District Level Project Implementation Unit）を整備し、中央と地方部の事業実施体制を確立する予定である。本業務では、これら中央の現地体制の整備支援に加えて、

円借款事業対象地の郡における郡レベル PIU の整備の支援も行い、事業が早期に開始されるよう支援を行う。

学校事業では、中央政府では教育局 (Department of Education) が実施機関としてプロジェクト実施ユニット (PIU: Project Implementation Unit) を立ち上げる予定である。学校再建に係る調達等は PIU が実施し、地方部においては、郡教育事務所 (DEO: District Education Office) の DIU (District Implementation Unit) が事業実施・運営・維持管理を行う予定である。本業務ではこれら中央の実施体制の整備支援を行い、事業が早期に開始されるよう支援を行う。また、財務省、教育省、教育局、国家計画委員会、ADB 等関連機関との本事業の運営、進捗等を確認する場としての Steering Committee (SC) の立ち上げ支援を行う。

学校事業においては 3 バッチ分けて学校再建を行っていくが、中でも第 1 バッチの順調な立ち上げ、またその経験を踏まえた第 2 バッチ以降の計画策定は事業の迅速な実施にとって重要となる。本案件は主に第 1 バッチの順調な進捗のための支援及び第 2 バッチ以降の計画策定支援を行うことを想定しているが、業務分担については以下表のとおり分担を予定しており、本業務においては関連する事業の状況に十分に留意すること。

項目	緊急開調	本業務	円借款コンサルタント	他機関
案件実施準備				
学校の標準設計策定支援	◎	○	緊急開調と連携	ADB
学校の耐震化マニュアル策定支援	◎	○	緊急開調と連携	
各学校の被害状況調査 (WB) の把握	◎	○	緊急開調と連携	WB
第 2 バッチ以降の学校選定基準、手順の策定	--	◎	--	
第 1 バッチ実施支援				
第 1 バッチ対象校の詳細設計支援	--	◎	--	
第 1 バッチ対象校の施工監理	--	--	◎	
第 2 バッチ以降実施支援				
第 2 バッチ以降の学校選定支援	--	◎	--	
第 2 バッチ以降の施工業者調達に向けた現地施工業者の能力調査	--	◎	--	
第 2 バッチ以降の調達方法提案	--	◎	○	
第 2 バッチ以降の詳細設計支援	--	--	◎	
第 2 バッチ以降の調達支援	--	--	◎	
第 2 バッチ以降の施工監理	--	--	◎	
学校の運営維持管理マニュアルの策定	--	◎	--	

(注)

- 緊急開調とは緊急開発調査「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」を指す。
- 円借款コンサルタントとは、円借款事業で雇用されるコンサルタントを指す。

- 「◎」は当該項目の主体的役割を指し、「○」は◎を受けてのフォローを指す。

(5) ローカルリソースの有効活用

住宅事業及び学校事業ともに、特に地方部での支援においては、ジェンダー、先住民族、障害者等への配慮など現地の社会・経済の事情に十分留意する必要がある。また、事業対象VDCが広範囲にわたることも踏まえ、一定の規模でローカルリソースを再委託により活用することを念頭に置く。特に、ネパールでは非常に多くの現地NGOが活躍している実態を踏まえ、本事業対象地となる地方部あるいは本事業の専門性（建築、コミュニティ支援、金融など）を有する現地NGOへの現地再委託が想定される。

6. 業務の内容

上記「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、住宅事業及び学校事業の背景及び目的を十分に把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な業務実施方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

(1) 事前準備（国内作業）及びインセプション・レポートの作成

1) 関連資料・情報のレビュー

ネパール政府による災害後ニーズ調査（PDNA）やJICAからの情報提供を基に、これまでの経緯と最新状況を把握する。

2) 実施方針・実施体制等の全体作業計画の検討

上記1)の結果を踏まえ、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、業務計画書を作成する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行う。また、現地で更に収集する必要がある関連資料、情報等をリストアップする。

3) インセプション・レポートの作成

上記の結果や調査にあたって必要な業務実施に関する基本方針、方法、項目、内容、実施体制、スケジュール、先方政府機関等に対応を求める事項などを検討し、インセプション・レポートを作成する。

4) 事前協議への参加

現地業務実施前にJICAが開催する会議等に参加し、全体作業計画及びインセプション・レポートの内容について説明・協議を行う。

(2) 現地業務

【業務概要の説明、進捗状況の共有】

1) JICAネパール事務所への業務概要説明

事前協議の結果等を踏まえて修正したインセプション・レポートに基づき、業務の概要、業務計画等につき、JICAネパール事務所に説明を行う。また、定期的に業務の進捗状況につき、JICAネパール事務所へ報告を行う。

2) 実施機関との業務内容に係る協議

JICA ネパール事務所との協議結果及びインセプション・レポートに基づき、住宅事業及び学校事業の実施機関である MOUD、MOFALD 及び MOE に対し、業務の目的、内容、スケジュール等の概要について説明・意見交換を行う。

3) JICA ネパール事務所への報告

各現地業務期間終了に際し、JICA ネパール事務所に対して現地業務結果の報告を行う。また、次回現地派遣における業務計画について、JICA ネパール事務所に対して説明する。

【現状の確認・分析】

1) 緊急開発調査「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」の最新状況の確認

「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」関係者と意見交換を行い、住宅事業に関しては技術ガイドラインの内容・策定状況、研修実施体制、資金配布メカニズム、住宅施工検査・モニタリング等にかかる最新状況を、学校事業に関しては、学校標準設計策定状況に係る最新状況を入手する。

2) 世界銀行、ADB 等による関連事業の最新状況の確認

世界銀行は「地震住宅復興事業」(Earthquake Housing Reconstruction Project)に加え、関連する技術協力を実施し、事業実施マニュアル(Project Operation Manual)の整備、受給者選定に係る調査等を予定していることから、世界銀行関係者からヒアリングを行い、最新状況を把握する。また、世界銀行では建築物の詳細アセスメントを実施予定であり、本結果を学校事業の詳細再建計画策定の際に活用できる可能性があるところ、情報の把握を行う。

ADB は「地震緊急支援事業」(Earthquake Emergency Assistance Project)に加え、学校の標準設計の策定支援、地震復旧・復興に関連する組織の能力強化、効率的なモニタリング評価体制の構築、防災教育を含む学校安全システム強化等の関連する技術協力を支援する予定であり、ADB 関係者からヒアリングを行い、最新状況を把握する。

また、復興事業に対して支援を表明している国・機関(インド、中国等)などからも情報収集を行い、住宅事業及び学校事業との関係性を把握する。

3) 事業実施体制に関する情報収集・分析

住宅事業の審査において、PMU 及び郡レベル PIU の体制を MOUD 及び MOFALD と確認をしている。学校事業の審査においては、PIU の体制を MOE 及び DOE と確認している。本業務では、住宅授業においては PMU 及び郡レベル PIU の、学校事業においては PIU の設置状況を確認する。

【住宅事業の実施促進業務】

1) 円借款事業の事業実施マニュアル等の確認

現在、世界銀行における「地震住宅復興事業」及び他ドナーの住宅再建事業に共通して活用される事業実施マニュアルが世界銀行及びネパール政府により作成されているところである。同マニュアルは、実施体制や資金フローなど住宅事業の実施フレームワークを含むものから構成される予定であり、最新の状況を踏まえつつ、内容のレ

ビューを行うこと。

2) 住宅事業実施地域における受給者選定

住宅事業で対象となる受給者を選定するため、被害状況、所得、ジェンダー特性、エスニシティ、世帯構成、銀行口座保有有無等に係る受給者選定調査が、世界銀行により実施される予定であり、同調査の進捗について確認を行う。世界銀行との調整により、本業務にて追加的に受給者選定調査が必要となった場合は、契約変更により対応を行う。

3) 資金供与クライテリアの設定

住宅事業では PDNA の結果、資金ニーズに対して資金額が不足していることから、住民協議等を通じて資金供与クライテリアの検討を行う。資金供与の優先順位としては、女性世帯主や先住民族、また貧困世帯など経済的に恵まれない世帯への優先性といった社会経済面の視点、銀行口座の保有状況といった資金供与の実現性の視点、VDC の実施体制などの事業管理体制の視点など複数の視点からクライテリアを設定し、資金供与の優先順位を立てるものとする。なお、資金供与クライテリアの設定は郡レベルでなされる予定であり、JICA 及び世界銀行等と事前に調整をしたうえで、ネパール政府関係者との協議に臨むこと。

4) 研修プログラムの策定及び研修の実施

ネパールにおける住宅建設は、特に地方部では地元住民や地元大工により建設されることが一般的である。従って、効果的に技術研修が実施されるよう郡レベルの政府関係者・NGO・民間主体へのエンジニア研修、サブエンジニア等の実務者研修、石工向け研修によるカスケード方式での展開を計画している。研修プログラムの検討及び一部研修の実施については、緊急開発調査「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」において予定されていることから、同プロジェクトと緊密に連携しつつ、研修の実施を行う。なお、本業務については再委託を認める。

5) 資金フローの確認

住宅事業における住宅再建資金の配布にあたって、財務省 (MOF) 及び復興庁 (RA) のエージェントバンクに開設される円借款資金口座の準備状況と、上記受給者選定により明らかになる個人への資金配布方法を踏まえ、資金フローメカニズムの確認を行う。基本的な資金フローメカニズムについては事業実施マニュアルの中に記載される予定であるが、本業務では中央銀行や民間金融機関とも情報交換を行いつつ、資金フローの中で滞りが出ないように支援を行う。なお、円借款資金の資金フローは現在のところ以下を想定している。

円借款の借入人である MOF がネパールラストラ銀行 (中央銀行) 内に円借款専用口座を開設し、また RA が指定銀行口座内にアドバンス方式専用口座を開設する。JICA は、円借款専用口座に円建て資金を貸付実行し、MOF は RA の要請を受け、同資金をネパールルピーに転換の上、アドバンス方式専用口座に資金を移転する。RA は資金需要に応じ、アドバンス方式専用口座から仲介金融機関を通じ受給者個人の銀行口座

に対しての支払い（無償資金）がなされる。

6) レトロアクティブ融資の基準及び貸付実行の支援

住宅事業では、レトロアクティブ融資（L/A 発効前の支出に対する融資）を認めることを検討しており、本事業の事業実施マニュアルの承認以降に発生した資金ニーズを満たすことが可能としている。レトロアクティブ融資はあくまで事業の目的及びスコープと合致している必要があり、本業務では、レトロアクティブ融資の融資基準策定、手続き、貸付実行支援を行う。

7) 汚職対策を含む調達研修の実施

実施機関関係者及び対象自治体関係者を対象とした、本事業実施にかかる調達研修を行う。なお、本研修では、円借款事業に設定される「汚職対策活動」に従い、関係者の理解向上のための事業の資金フローや申請手続き等についても説明する。

調達研修の概要は以下を想定するが、実施機関との協議を通じ、規模や対象者等に変更がある場合には、事前に JICA と十分に協議を行う。

〈調達研修の概要〉

- ・場所：RA, MOUD 又は MOFALD
- ・回数：全 2 回（①実施機関担当者向け、②事業対象中核都市自治体関係者向け）
- ・期間：3 日程度
- ・人数規模及び対象者：①、②共に 20 名程度
- ・目的：ネパール国の公共調達法および円借款事業調達ルールにかかる能力強化

8) モニタリング・検査・報告体制の整備

住宅再建資金は、住宅の建設状況に応じて、別途緊急開発調査「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」にて提案される技術ガイドラインを満たしたかどうかを確認ののち、複数回に分けて資金を供与することとしている。この基準順守の確認を行うため、本業務の中では評価・検査チーム（Assessment and Inspection Team）として、事業進捗のモニタリング、また検査体制を整備する。評価・検査チームは 1 チーム 2 名体制とし、現地リソースを中心に、資金、技術、ジェンダー等の社会配慮に能力を有する者から構成するものとする。評価・検査チームは、検査に係る実施体制（例えば、住民が VDC に対して検査依頼を申請し、同依頼に基づき、評価・検査チームが検査を行い、結果を VDC に対して報告するなど）を整備し、モニタリング及び検査結果のデータベース化（受給者毎に MS-エクセル・MS-アクセス等で簡易に情報を管理するもの）を行い、これらを実行・検査チームは VDC に報告し、一方コンサルタントは PMU 及び郡レベル PIU に対して報告を行うものとする。評価・検査チームは、郡レベルに配置し、再委託を認めるものとする。

なお、緊急開発調査「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」では、シンドパルチョーク郡チョータラ、メラムチ、バルビセとゴルカ郡バルパックを事業対象地として

おり、事業効果早期発現の観点から、これらの対象地で住宅事業が優先的に展開されるよう同プロジェクトとも連携しつつ、資金フローを含むモニタリング・検査体制の確立に留意すること。

9) 環境社会配慮調査

「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から見た住宅選定基準や選定手続きを検討し、実施機関の環境社会配慮能力や制度・組織を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。なお、住宅事業における検討においては、JICA環境ガイドライン(2010年4月)上、環境及び社会への影響が重大となるカテゴリAは対象としないものとする。

また、環境社会配慮方針、手続き、環境社会配慮面での組織構造と人員、モニタリング・報告手続き、環境社会配慮面の実績等の環境社会管理システム(ESMS)についても確認する。実施機関のESMSが不足もしくは存在しない場合は、住宅事業の概要と規模に合わせた形でESMSの作成もしくは強化策の策定を行う。さらに、サブプロジェクトの環境社会配慮調査・確認の支援について、円借款コンサルタント雇用迄、必要に応じて本業務にて対応する。

なお、地震により被災した地域には山岳少数民族が居住している地域であるため、JICA環境社会配慮ガイドライン及び世界銀行セーフガードポリシーOP4.10の下での先住民族への配慮が必要であると想定され、世界銀行の動向を考慮することが求められる。先住民族への影響が認められる場合は、以下①～⑦に示す先住民族計画フレームワーク案を作成する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ア. ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び社会経済状況等)の確認
- イ. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境社会配慮(環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等)に関連する法令や基準等
 - イ) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との整合性
 - ウ) 関係機関の役割
- ウ. 環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認(サブプロジェクトにカテゴリAが選定される可能性があるか明確にする)
- エ. 実施機関の環境社会配慮能力に係る調査実施、(不足している場合)強化策の提案及びモニタリング計画の提案
- オ. ESMSチェックリストの作成
- カ. 世界銀行の住宅事業における環境社会配慮の方針の確認
- キ. 必要な場合、サブプロジェクトの環境社会配慮・確認の支援

ク. 必要な場合、先住民族計画フレームワーク案の作成及び提案

JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき、先方政府による先住民族計画フレームワーク (IPPF: Indigenous Peoples Plan Framework)案の作成を行う。先住民族計画フレームワークには、世界銀行セーフガードポリシーOP4. 10 Annex Cに記載ある以下①～⑦の内容が含まれる必要がある。

- ① 実施される見込みのサブプロジェクトの概要
- ② サブプロジェクトの実施に伴う先住民族に対する潜在的な正負の影響
- ③ 社会アセスメント(OP4. 10AnnexA を参照)の実実施計画、実施目的
- ④ プロジェクト実施、モニタリング、評価における先住民族コミュニティとの十分に情報が提供された上での自由な事前の協議(FPIC)実施枠組み(OP4. 10 第 10 項を参照)
- ⑤ サブプロジェクトのスクリーニング、サブプロジェクトが先住民族にもたらす影響の評価、先住民族計画の策定、苦情処理対応、以上を実施するための組織計画(必要に応じて、キャパシティビルディングなども含む)
- ⑥ モニタリング及び報告の方法(適切なメカニズム及び基準の設定を含む)
- ⑦ 先住民族計画フレームワークの下に作成される先住民族計画の情報公開方法

10) 世界銀行事業と住宅事業の調整支援

世界銀行が実施する「地震住宅復興事業」(Earthquake Housing Reconstruction Project)及び関連する技術協力において、住宅再建支援が予定されており、住宅事業実施においては世界銀行の同事業とも事業スキームを調和させながら進める必要がある。住宅事業と世界銀行が実施する同事業では同様の PMU と郡レベル PIU を活用することを予定しており、事業実施体制、事業実施スキーム、事業実施メカニズムなど、必要に応じて事業実施機関と世界銀行を含めた会議の開催を支援するなど、連携に係る調整を支援する。

【学校事業の実施促進業務】

- 1) 学校選定基準及び手順策定、学校選定(選定基準、手順は 2015 年 9 月末までに完了予定、学校選定は第 2 バッチは 2015 年 12 月、第 3 バッチは 2016 年 6 月までに完了予定)
第 1 バッチの選定基準についてはネパール側で策定しているが、第 2 バッチ以降の基準については、MOE、DOE との協議の上、ADB で策定している選定基準及び手順に準ずる形でこれらの設定、合意、学校選定を行うこと。
- 2) 各学校における再建計画の策定

第1バッチの対象校各校における再建計画案（支援の対象範囲、標準設計に基づいた再建プランの策定、再建必要額の積算等）を策定し、MOE、DOE との協議を通じ、確定する。再建対象施設の設計業務については現地再委託を認める。第1バッチでの対象校は約80校を予定しており、2～8教室の全壊し再建が必要な学校のみを対象とし（半壊等で解体あるいは修繕の要否の判断が必要な学校は第2バッチ以降の対象する）、ネパール側で8月中旬に決定予定の標準設計をもとに設計を行う。

なお、再建対象施設は原則として用地取得や住民移転は伴わない施設を想定している。また、耐震性は強化するものの、規模としては既存施設と同等のものになる予定。

3) 学校の運営維持管理マニュアルの策定

現状では学校の運営維持管理についてはその予算が十分に確保できている状況とは言えず、またそのマニュアルも整備されていないため、同マニュアルを整備するとともに、必要な年間経費を算出し、MOE、DOE に必要な年間予算についての提言を行う。

4) 現地施工業者の能力把握、第2バッチ以降の適切なパッケージングの提言

学校事業においては、第2バッチ以降は国際競争入札（ICB）あるいは国内競争入札（LCB）での施工業者調達を想定している。そのため、現地施工業者の能力調査を実施した上で、第2バッチ以降の適切な調達方法、パッケージについての検討、提言を行う。

5) 円借款手続き及び各種ガイドライン（調達、環境社会配慮、安全対策等）にかかる研修の実施

実施機関関係者を対象とした、学校事業実施にかかる各種研修を行う。

研修の概要は以下を想定するが、実施機関との協議を通じ、規模や対象者等に変更がある場合には、事前に JICA と十分に協議を行う。

<調達研修の概要>

- ・場所：MOE、DOE 及び DEO
- ・回数：全2回（①MOE 及び DOE 担当者（主に PIU 職員）向け、②DEO 担当者（主に DIU 職員）向け）
- ・期間：3日程度
- ・人数規模及び対象者：①20名程度、②70名程度
- ・目的：円借款手続き及び各種ガイドライン（調達、環境社会配慮、安全対策等）に関する理解を深め、事業の実施促進・関係者の能力強化を図る。

6) モニタリング・検査・報告体制の整備

学校事業においては、6郡を4パッケージに分け、バッチごとにコントラクターとの契約を行い（ICB あるいは LCB を想定）、順次学校の耐震化、再建を行っていくこ

とを検討している。土木工事は DEO (DIU) にて監理監督を行い、DEO (DIU) から DOE (PIU) への報告が行われる想定であるが、各学校の進捗モニタリング、報告体制に関する検討、提案を行う。なお、ADB 事業において Web ベースのモニタリングシステム構築を含む事業モニタリングについての支援も予定していることから、ADB との情報、意見交換を十分行うこと。

7) レトロアクティブ融資の基準及び貸付実行の支援

学校事業では、レトロアクティブ融資（L/A 発効前の支出に対する融資）を認めることを検討しているが、あくまで事業の目的及びスコープと合致している必要があり、本業務では、レトロアクティブ融資の融資基準、手続き、貸付実行支援を行う。

8) 環境社会配慮調査

JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき、環境社会配慮面から見た学校選定基準や選定手続きを検討し、実施機関の環境社会配慮能力や制度・組織を確認の上、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。なお、学校事業における検討においては、JICA 環境ガイドライン上、環境及び社会への影響が重大となるカテゴリ A は対象としないものとする。

また、環境社会配慮方針、手続き、環境社会配慮面での組織構造と人員、モニタリング・報告手続き、環境社会配慮面の実績等の環境社会管理システム (ESMS) についても確認する。実施機関の ESMS が不足もしくは存在しない場合は、学校事業の概要と規模に合わせた形で ESMS の作成もしくは強化策の策定を行う。さらに、サブプロジェクトの環境社会配慮調査・確認の支援について、円借款コンサル雇用迄、必要に応じて本業務にて対応する。

なお、地震により被災した地域には山岳少数民族が居住している地域であるため、JICA 環境社会配慮ガイドライン及び ADB 「Safeguard Policy Statement」の Safeguard Requirements 3 の下での先住民族への配慮が必要であると想定される。先住民族への影響が認められる場合は、以下①～⑦に示す先住民族計画フレームワーク案を作成する。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

- ア. ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域、及び社会経済状況等）の確認
- イ. 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認
 - ア) 環境社会配慮（環境影響評価、住民移転、住民参加、情報公開等）に関連する法令や基準等
 - イ) JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）との整合性
 - ウ) 関係機関の役割
- ウ. 環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準・手続きの確認（サブプロジェクトにカテゴリ A が選定される可能性があるか明確にする）

- エ. 実施機関の環境社会配慮能力に係る調査実施、（不足している場合）強化策の提案及びモニタリング計画の提案
- オ. ESMS チェックリストの作成
- カ. ADB の学校事業における環境社会配慮の方針の確認
- キ. 必要な場合、サブプロジェクトの環境社会配慮・確認の支援
- ク. 必要な場合、先住民族計画フレームワーク案の作成及び提案

JICA 環境ガイドライン(2010 年 4 月)に基づき、先方政府による先住民族計画フレームワーク (IPPF: Indigenous Peoples Plan Framework)案の作成を行う。先住民族計画フレームワークには、世界銀行²セーフガードポリシー OP4. 10 Annex C に記載ある以下①～⑦の内容が含まれる必要がある。

- ① 実施される見込みのサブプロジェクトの概要
- ② サブプロジェクトの実施に伴う先住民族に対する潜在的な正負の影響
- ③ 社会アセスメント(OP4. 10AnnexA を参照)の実施計画、実施目的
- ④ プロジェクト実施、モニタリング、評価における先住民族コミュニティとの十分に情報が提供された上での自由な事前の協議(FPIC)実施枠組み(OP4. 10 第 10 項を参照)
- ⑤ サブプロジェクトのスクリーニング、サブプロジェクトが先住民族にもたらす影響の評価、先住民族計画の策定、苦情処理対応、以上を実施するための組織計画（必要に応じて、キャパシティビルディングなども含む）
- ⑥ モニタリング及び報告の方法（適切なメカニズム及び基準の設定を含む）
- ⑦ 先住民族計画フレームワークのもとに作成される先住民族計画の情報公開方法

(3) 国内作業

- 1) 現地派遣における業務の進捗状況の報告
現地派遣における業務の進捗状況の報告について、JICA 南アジア部へ報告する。
- 2) 次回現地派遣における業務計画の説明
次回現地派遣における業務計画の説明について、JICA 南アジア部へ説明する。

(4) 帰国後国内作業（2016 年 8 月下旬）

- 1) ドラフト・ファイナル・レポート (DF/R) の作成・提出

² JICA 環境ガイドライン（2010 年 4 月）では、「JICA は、環境社会配慮等に関し、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」という規定があるため、学校事業は ADB との協調融資が予定されているが、世界銀行のセーフガードポリシーに従い IPPF を作成する。

現地業務の結果及び JICA との協議等を踏まえ、ドラフト・ファイナルレポート (DF/R) を作成し、JICA 南アジア部に対して内容の報告を行う。

2) ファイナル・レポートの作成 (2016 年 9 月下旬)

ドラフト・ファイナル・レポートに対するネパール側関係者及び JICA 関係部からのコメントを反映させ、ファイナル・レポート (FR) を作成し、JICA に提出する。

7. 成果品等

8.

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)、(4)ファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 報告書

1) 業務計画書

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約締結後 5 日以内

部 数：和文 3 部

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後 10 日以内

部 数：英文 8 部

3) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：業務結果の全体成果 (要約を含む)

提出時期：2016 年 8 月下旬

部 数：英文 15 部

4) ファイナル・レポート

記載事項：業務結果の全体成果 (要約を含む)

提出時期：2016 年 9 月下旬

部 数：英文 15 部、要約版和文 4 部、電子ファイル (CD-ROM 7 部)

(2) 報告書の作成・印刷仕様

全ての報告書の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電磁媒体に関するガイドライン」を参照すること。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

(3) 収集資料

本件業務を通じて収集した資料及びデータは項目ごとに整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで業務終了後 JICA に提出する。

(4) その他提出物

1) 議事録等

先方政府との面談及び各報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び専門家が主催する関連会議・検討会における議題、出

- 席者、質疑内容等を取りまとめ、JICA に提出すること。
- 2) コンサルタント業務従事月報
コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。
 - 3) その他
上記の提出物の他に、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、JICA が必要と認め報告を求めたものについて提示する。
- (5) その他、報告書作成にあたっての留意事項
- 1) 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
 - 2) 各報告書は、「ネ」国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
 - 3) 各報告書表紙の裏面には、業務時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
 - 4) ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 3～5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで最初の部分に入れること。
 - 5) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国分により作成するとともに、必ず当該分野の経験知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
 - 6) レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。
ドラフト・ファイナル・レポート及びファイナル・レポートについては、円借款で雇用予定のコンサルタントにおいても活用予定であることから、事業面に係る助言・指導、モニタリングを中心に、これまでの支援を通じて得られた教訓を分かりやすく整理したものとする。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程

本業務は2015年8月下旬より国内業務を開始し、2016年9月下旬終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

合計 40.26 M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。なお、総括／住宅事業管理については、既述のとおり多様なステークホルダーと円滑なコミュニケーション取り、関係者及び関係事業をも含むマネジメント能力が期待される。また、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括／住宅事業統括 (2～3号)
- 2) 学校事業統括 (3号)
- 3) 建築技術
- 4) 住宅事業実施体制／資金管理／研修
- 5) 学校事業実施体制／資金管理
- 6) 環境社会配慮
- 7) 社会調査／業務調整

4. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。以下(1)～(2)については住宅事業を、(3)、(4)は学校事業を、(5)は住宅事業及び学校事業両事業を対象としたものである。なお、現地再委託業務は全て別見積もりとする。

- (1) 評価・検査チーム業務
- (2) 住民研修
- (3) 学校事業の対象施設に係る設計業務
- (4) 現地施工業者の能力調査
- (5) 環境社会配慮調査

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、再委託による成果品(報告書等)に加え、各種元データ(MSエクセル、MSワード等)も収集の上、JICAに提出すること。

5. 配布／貸与資料及び閲覧資料

- 参考資料：世界銀行 Project Appraisal Document
(http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSContentServer/WDSP/IB/2015/06/25/090224b082f88b43/1_0/Rendered/PDF/Nepal000Earthq0construction0Project.pdf)
- 参考資料：ADB 理事会資料
(<http://www.adb.org/projects/documents/nepal-earthquake-emergency-assistance-project-rrp>)

6. 機材の調達

想定していない。

7. その他の留意事項

- (1) 現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA ネパール事務所、在ネパール日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。
- (2) 住宅事業・学校事業ともに執務室の確保が実施機関内に確保することができない可能性が高いため、プロポーザルには執務室の借料を計上すること。
- (3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上